

五泉特別支援学校「学校いじめ防止基本方針」

1 いじめの防止などの対策に関する基本的な考え方

＜いじめの定義及び、いじめ類似行為の扱いについて＞

児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

【いじめ防止対策推進法 平成25年法律第71号から】

また、新潟県いじめ等の対策に関する条例【平成30年2月・令和3年7月改訂】では、「いじめ類似行為」についても防止等の対策を推進するものとされていることから、同様に取り扱う。いじめ類似行為とは、インターネット上で悪口を書かれた児童生徒がいたが、被害児童生徒がそのことを知らずにいる場合などが例として挙げられる。

＜いじめに対しての基本的な考え方＞

いじめは、いじめを受けた児童生徒の心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は心身に重大な危険を生じさせるおそれがある。

「いじめは、どの子供にも、どの学校でも起こりうる」問題であり、いじめに悩む児童生徒を救うため、本基本方針に基づき、学校、家庭、地域、その他の関係者の皆様と強い連携の下で、「いじめを決して見逃さない、いじめを決して許さない」という意識を共有し、いじめの防止などに全力で取り組む。

いじめの防止などの対策は、全ての児童生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、日ごろから「いじめを許さない」意識の醸成やお互いを尊重し合う人間関係の構築、いつでも誰でも相談できる体制の整備など、学校の内外を問わずいじめを未然に防止することを第一に考え実施する。

また、いじめが発生した場合には、いじめを受けた児童生徒の生命・心身を保護することが特に重要であるとの認識を共有し、県、学校、家庭、地域、関係機関などが連携して、いじめ問題の克服に取り組む。

いじめを行った児童生徒への指導に当たっては、いじめは相手の人格を傷つけ、生命をも脅かす行為であることを理解させ、自らの責任の重さを十分自覚させると共に、当該児童生徒が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、健全な人格の発達に配慮する。

加えて、いじめの加害・被害という二者関係だけでなく、いじめを認識しながらはやし立てたり面白がったりする児童生徒や、周辺で傍観している児童生徒に対しても、それがいじめに間接的に荷担する行為であることを自覚させ、全ての児童生徒が、いじめは決して許されない行為であることを十分理解できるようにする。

2 いじめ防止対策を実効的に行うための組織の設置

(1) 学校いじめ対策組織の名称

本校はいじめが行われず、全ての児童生徒が安心して学校生活を送ることができるように、また、いじめ防止等に関する取組を実効的に行うため、法第22条に基づき、「いじめ対策委員会」を設置する。この学校いじめ対策組織を中心に、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組むとともに、保護者やふなおか学園、地域との連携を図りながら、いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速に対応し、さらにその再発防止に努める。

(2) 組織の構成員

校長・教頭・生徒指導主事・学部主事・養護教諭・スクールカウンセラー

※ 必要に応じ、関係する教職員やふなおか学園職員に加え、内容に応じて弁護士、医師、教員OB、警察官経験者等外部専門家の参加を求める。

(3) 組織の役割

- ① 学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施、具体的な年間指導計画の作成・実行・検証・修正の中核とする。
- ② いじめの早期発見、適切かつ迅速な対応のための相談・通報の窓口となる。
- ③ いじめに関する情報や児童生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う。また、本校への入学以前の人間関係が原因となり、いじめを引き起こすことのないよう関係機関と必要な連携を行う。
- ④ 児童生徒のいじめの疑いに関する情報があった際は緊急会議を開催し、事実関係の把握といじめの定義に照らし合わせて、いじめであるか否かの判断を行う。
- ⑤ いじめを受けた児童生徒、いじめを行った児童生徒、さらには間接的にいじめに荷担した児童生徒に対する支援・指導の体制・対応方針の決定と対応を組織的に実施する。

(4) いじめ対応フローチャート

・別紙

3 学校いじめ対策組織への報告と記録の保存

<記録の集約・共有>

学校いじめ対策組織が情報の収集と記録、共有を行う。

収集した情報は、個別の児童生徒ごとに記録し、複数の教職員で個別に認知した情報の集約と共有を図る。

<報告>

各教職員はささいと思えるいじめの兆候や懸念、児童生徒からの訴えを抱え込まず、また対応不要と個人で判断せずに、全て同組織に報告・相談する。

<記録の保存>

記録は5年間保存とする。

児童生徒の進学・転学にあたって、適切に引き継いだり情報提供したりできるようにする。

4 いじめ防止のための取組

(1) 教職員の意識と資質の向上

- ① 教職員の言動が児童生徒を傷付けたり、他の児童生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、指導のあり方に細心の注意を図る。
- ② いじめ防止に関する研修を実施する。

(2) 「生徒指導の重層的支援構造（表1）」を基にした取組の実施

いじめ防止対策推進法8条において、学校及び学校の教職員は①いじめの未然防止、②早期発見、③適切かつ迅速な対応を行うことが責務であると規定され、「未然防止」→「早期発見」→「対応」という順序が明確に示された。そこで、生徒指導の重層的支援として、以下の取組を行う。

<発達支持的生徒指導>【全児童生徒を対象に、授業等で実施】

- 児童生徒が人権意識を高め、共生的な社会の一員として市民性を身に付けるような働きかけを日常の教育活動を通して行う。
 - ① 「自分の大切さとともに他の人の大切さを認めること」ができる人権感覚を身に付けるように働きかける。
 - ② 市民性を育む教育（発達段階に応じた法教育）を行う。

③ 「多様性を認め、人権侵害をしない人」へと育つために、学校や学級が、人権が尊重され、安心して過ごせる場となる。

○ 全ての児童生徒にとって安全で安心な学校づくり・学級づくりを目指す

- ① 「多様性に配慮し、均質化のみに走らない」学校づくりを目指す。
- ② 児童生徒の間で人間関係が固定されることなく、対等で自由な人間関係が築かれるようにする。
- ③ 「どうせ自分なんて」と思わない自己信頼感を育む。
- ④ 「困った、助けて」と言えるように適切な援助希求を促す。

○ 特別支援学校としての取組

- ① 企業就労や福祉就労等に向けて社会的自立を目指す目標のもと、居場所や絆を作る活動を通じて、生徒自ら規律正しい態度で授業や行事に参加できるよう指導・支援を組織的に行う。
- ② 特に配慮が必要な児童生徒については、日常的に当該児童生徒の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者や関係機関との連携、周囲の児童生徒に対する必要な指導を組織的に行う。

(3)「課題予防的生徒指導：課題未然防止教育」

○ 全ての児童生徒が「いじめをしない」態度や力を身に付けるような働きかけを、生徒指導はもとより、各教科での学習、道徳科や特別活動、体験学習などを通じて継続的に行う

- ① 心理から考える未然防止教育を行う。
- ② いじめの構造から考える未然防止教育を行う。
- ③ 法律的な視点から考える未然防止教育を行う。

5 いじめへの対処

(1)「課題予防的生徒指導：課題早期発見対応」

○ いじめに気付くための組織的な取組

児童生徒の表情や学級・ホームルームの雰囲気から違和感に気づき、以下の訴え等も併せていじめを察知する。

- ・ アンケート調査
- ・ 本人からの訴え
- ・ 当該保護者からの訴え
- ・ 担任による発見

○ いじめへの対応の原則の共通理解

- ・ いじめられている児童生徒の理解と傷ついた心のケア
- ・ 被害者のニーズの確認
- ・ いじめ加害者と被害者の関係修復
- ・ いじめの解消について

○ 具体的な対処

- ・ いじめの疑いを発見、又は通報を受けた場合には、一部の教職員で抱え込まず、速やかに学校いじめ対策組織を中核として組織的に対応し、いじめを受けた児童生徒及びいじめの疑いを知らせてきた児童生徒を徹底して守る体制を整える。
- ・ いじめに係る相談や情報が入った場合は、速やかに事実確認を行う。
- ・ いじめの事実が確認された場合は、いじめをやめさせるとともに、その再発を防止するためにいじめ

を受けた児童生徒・保護者に対する支援と、いじめを行った児童生徒への指導とその保護者への助言を継続的に行う。

- ・ いじめを行った児童生徒が、好意等から行った行為や障害特性等により行った行為が、意図せず相手に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合については、状況を把握した上で対応する。
- ・ いじめの関係者間における争いを生じさせないよう、いじめの事案に係る情報を関係保護者と共有するための必要な措置を講ずる。
- ・ 犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、新潟県教育委員会及び所轄の警察署などと連携して対応する。
- ・ これらの対応については、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関との連携のもとで取り組む。

(2)「困難課題対応的生徒指導」

適切な対応を怠ればどのようないじめも深刻化する可能性があるという危機意識を教職員間で共有した上で、組織的にいじめに係る情報を共有し、ケースに応じた対応策を検討していく。いじめの問題が複雑化し、対応が難しくなりがちなケースが見られた場合には、できるだけ早い段階から、SC やSSW 等を交えたケース会議で丁寧なアセスメントを行い、多角的な視点から組織的対応を進める。

○ 重大事案への対処

いじめにより、生命・心身または財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるとき、児童生徒や保護者からいじめにより重大な被害が生じたという申し立てがあったときは、次の対応を行う。

- ・ 重大事態が発生したときは、新潟県教育委員会に速やかに報告する。
- ・ 新潟県教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織（いじめ対策委員会）を設置する。
- ・ 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- ・ 上記調査結果については、いじめを受けた児童生徒・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。
- ・ 上記調査結果を踏まえて検証を行い、重大事案の再発防止のために必要な取組を進める。

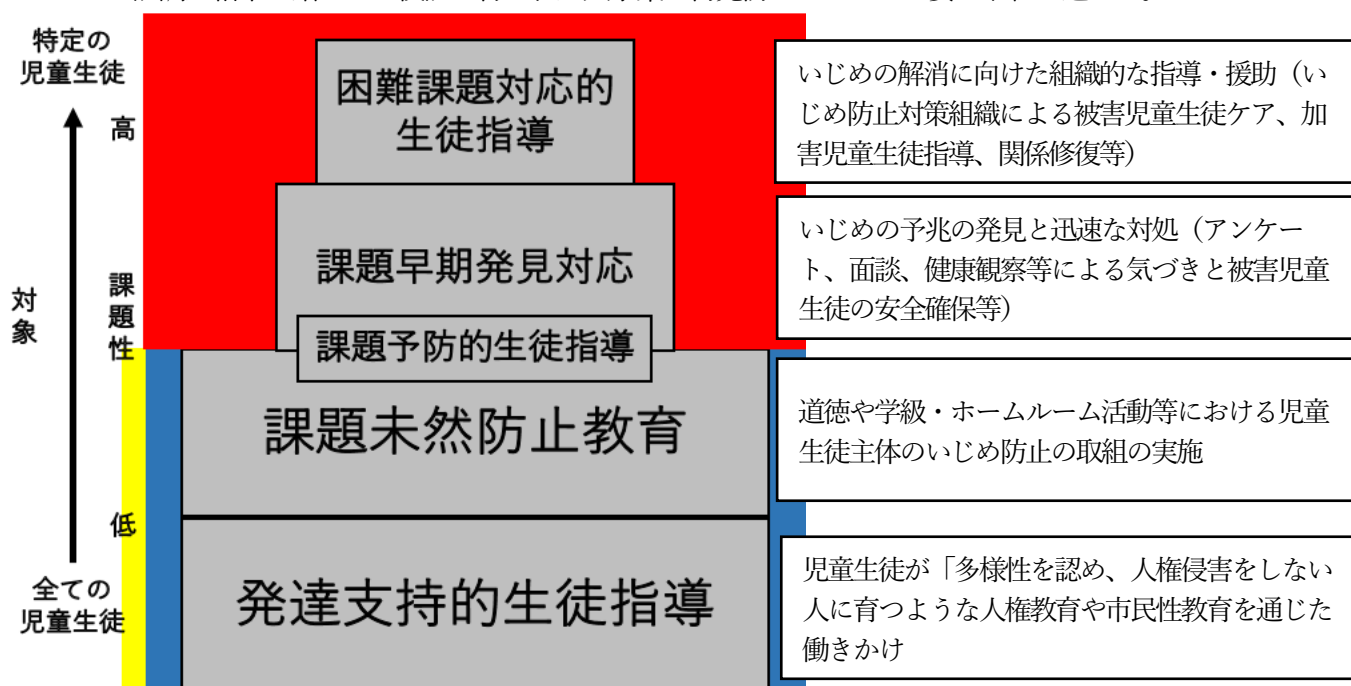


表1 生徒指導の重層的支援構造

6 インターネットを通じて行われるいじめに対する対処

- ・ 情報モラルについての授業を行う。場面をとらえて適宜、児童生徒がネットトラブルに巻き込まれないための指導を行う。
- ・ インターネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるために、サイト管理者又はプロバイダーに直ちに削除を依頼する。必要に応じて所轄の五泉警察署に通報し、適切に援助を求める。

7 その他

適宜自校の取組について組織で評価を行い、必要に応じて学校基本方針の改定を行う。